

令和8年度
第1回松本市健康づくり推進協議会 次第

日時 令和8年7月8日（水）
午後1時30分から
会場 第2委員会室（東庁舎4階）

1 開 会

2 会長あいさつ

3 松本市保健所長あいさつ

4 報告事項

- (1) 令和7年度の成果指標について
- (2) 第4期松本市健康増進総合計画策定スケジュールについて

5 協議事項

- (1) 食育に関する調査について
- (2) 禁煙及び受動喫煙防止対策について

6 その他

7 閉会

協議会委員

職種等	選出母体	氏名
学識経験者（医師）	信州大学医学部	伊澤 淳
学識経験者（栄養）	松本大学	廣田 直子
学識経験者（運動）	松本大学	岩間 英明
保健医療関係者（医師）	松本市医師会	長谷川 丈
保健医療関係者（歯科医師）	松本市歯科医師会	合屋 ゆかり
保健医療関係者（薬剤師）	松本薬剤師会	本保 武俊
保健医療関係者（管理栄養士）	長野県栄養士会中信支部	南澤 敦子
教育関係	松本市校長会保健教育研究会	松下 菜南
市民代表	松本市食生活改善推進協議会	太田 充子

事務局

所属		氏名
松本市保健所	所長	小松 仁
健康づくり課	課長	神田 浩
	課課長	加藤 博子
	課長補佐（食育・母子保健）	高山 康子
	課長補佐（成人保健）	落合 美保
	課長補佐（歯科保健）	米山 恵
	課長補佐（たばこ対策）	内山 光代
	課長補佐（地区活動・健康増進総合計画）	柳澤 晴美
	課長補佐（予防接種）	宇治 桂子
	課長補佐（フレイル予防）	忠地 弥生
	課長補佐（自殺予防対策・健康増進総合計画）	原山 美紀
	係長（庶務・たばこ対策）	新家 亜紀子
	係長（母子保健）	斉藤 美和

成果指標 令和7年度の状況

基本理念：誰もが健康を実感できるまち

子どもから高齢者、病気や疾病がある人を含め、全ての市民が将来のことではなく、「現在」を生き生きと自分らしく健康に暮らすことができるまちを目指す

最終目標：健康寿命の延伸 【(R4男性 81.16 女性 85.21)(R元男性 80.79 女性 84.63)】

※指標の達成度：○目標達成 △数値は策定時よりも改善しているが、目標には満たない ×数値の改善がなく、目標に満たない

網掛けは、昨年度提示した現状より改善、かつ、目標値に達成した項目

	目指す姿	指標	R4策定時		目標値(R9)	現状と達成度 ※		
次世代期	データ分析に基づく重点的取り組み 安心して妊娠・出産・子育てができる	妊娠・出産について満足しているものの割合(すこやか親子)	81.9%	R3	増加	88.0%	R7	○
		ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合(すこやか親子)	4か月健診：88.2%	R3	増加	90.9%	R7	○
			1歳6か月健診：79.9%	R3		85.9%	R7	○
			3歳児健診：79.1%	R3		81.9%	R7	○
		すくすくアルプちゃんの登録者数 稼働率※すくすくアルプちゃん稼働率 → MAU (Monthly Active Users) 12カ月分の平均	3,898人	R4.5	増加	6,949人	R7.11.30	○
			稼働率10.0%	R4.5		13.88%	R7.11.30	○
		育児期間中の保護者の喫煙率(すこやか親子)	父：26.9% 母：3.3%	R3	減少	父(パートナー)：25.5% 母：3.8%	R7	△
		中学生女子のやせの割合(中学生全学年)	3.77%	R元	減少	4.56%	R7	×
	生活習慣の改善や疾病予防 健全な生活習慣を身に付け、生涯にわたり健康な生活を送る	朝食を毎日とる児童・生徒の割合	小学5年生 90%	R元	100%に近づける	小学5年生 90.1%	R7	△
			中学2年生 85.2%	R元		中学2年生 86.3%	R7	△
		自分のことが好きだとする子どもの割合	64.3%	R3	80%	69.5%	R6	△
		むし歯保有率	1歳6か月健診1.1%	R3	1.0%以下	1歳6か月健診0.2%	R7	○
			3歳児健診7.0%	R3	減少	3歳児健診4.1%	R7	○
		低出生体重児数(割合)	8.8%	R元	減少	10.15%	R6	×
		中学生女子のやせの割合	3.77%	R元	減少	4.56%	R7	×
		子育て中の保護者の喫煙率	父：26.9% 母：3.3%	R3	減少	父(パートナー)：25.5% 母：3.8%	R7	△

		目指す姿	指標	R４策定時		目標値（R９）	現状		
青壮年期	データ分析に基づく重点的取り組み（がん対策） 市民一人ひとりが、がんになったら持ち方が安心して自分らしく暮らすことができるよう、がんの正しい知識を治療に取り組む	５大がん罹患患者数(全国がん登録)		９４９人	H３０		-		
		がん検診受診率	胃がん検診	３．１％	R３	５．０％	３．２％	R７	△
			大腸がん検診	１８．４％	R３	３０．０％	１９．８％	R７	△
			肺がん検診	２１．１％	R３	２５．０％	２２．９％	R７	△
			乳がん検診	２１．５％	R３	２８．８％	２６．５％	R７	△
			子宮がん検診	１８．９％	R３	２５．０％	２４．０％	R７	△
		大腸がん検診精密検査受診率		７０．３％	R３	９０％以上	５９．７％	R8.5.12	×
		プロセス指標(検診の精度管理指標)				許容値内	大腸がん要精検率、子宮がん検診陽性反応の集中度以外は許容値		

		目指す姿	指標	R 4 策定時		目標値 (R 9)	現状		
青壮年期	データ分析に基づく重点的取り組み（循環器病等生活習慣病対策）	適切な医療受診により重症化を予防し、適切な運動や食事に心がけ、自ら健康づくりに取り組む	脳血管疾患の新規患者数(国保) (人/千人)	2. 0 9	R 3	1. 9 1	1. 8 3	R 7	○
			虚血性心疾患の新規患者数(国保) (人/千人)	2. 3 8	R 3	1. 9	1. 8 2	R 7	○
			新規糖尿病性腎症患者数(国保) (人/千人)	0. 8 7	R元	0. 8	0. 6 8	R 7	○
			特定健診受診率	3 8. 0 %	R 2	6 0 %	4 2. 5 % (速報値)	R8.5.13	×
			特定保健指導受診率	4 7. 3 %	R 2	6 0 %	2 1. 7 % (速報値)	R8.5.13	×
			食べる速度が速いと回答する人の割合	2 9. 8 %	R 2	減少	3 2. 3 %	R8.5.13	×
			3 0 分以上の運動を週 2 日以上実施していないと回答する人の割合	6 1. 1 %	R 2	減少	5 6. 8 %	R 7	○
			子育て中の保護者の喫煙率	父：2 6. 9 % 母： 3. 3 %	R 3	減少	父(パートナー)：2 5. 5 % 母： 3. 8 %	R 7	△
			歯周疾患検診受診率	6. 4 %	R 3	増加	6. 2 %	R 7	×

		目指す姿	指標	R 4 策定時		目標値 (R 9)	現状		
高齢期	データ分析に基づく重点的取り組み（フレイル・オーラルフレイル）	フレイル・予防や重症者予防対策について取り組む自分にあつた	フレイル有病率 (フレイル健診結果)	7. 3 %	R 3	減少	7. 7 %	R 7	×
			第1号被保険者認定率	1 9. 1 %	R2.10	2 0. 9 % (R 7 年推計値より減少)	1 7. 2 %	R 7.10	○
			週1回以上の外出の割合 (後期高齢者健診質問票回答結果)	8 3. 4 %	R 3	増加	8 8. 9 %	R 7	○
			BMI 1 8. 5 未満かつ 2 kg 以上の体重減少ありの割合（後期高齢者健診）	男性 2. 5 %	R 3	減少	男性 2. 3 %	R 7.12	○
				女性 3. 5 %	R 3		女性 3. 5 %	R 7.12	△
			口腔機能低下症割合（後期高齢者健診 口腔健診 咀嚼力・舌機能・嚥下機能・ 口腔乾燥 いずれかに該当）	1 9. 7 %	R 3	減少	1 9. 6 %	R 7	○
			いきいき百歳体操サークル数	7 0 か所	R 3	1 9 0 か所	1 4 4 か所	R 7	△
			フレイルサポート医養成者数	2 9 人	R 4	9 0 人	5 0 人	R 7	△
	生活習慣改善と疾病予防の取り組み	運動・食事社会とのつながりを通して健康の維持・向上を図る	介護保険認定者（第1号）の有病状況 (筋・骨格疾患の割合)	5 7. 5 %	R 3	減少	5 9. 1 %	R 7	×
			後期高齢者健診受診率	4 4. 8 5 %	R 3	5 0 %	4 2. 5 %	R 7	×
			後期高齢者歯科口腔健診受診率	8. 7 %	R 3	1 0 %	8. 6 %	R 7	×
			後期高齢者健診質問 (週1回以上の運動習慣)	5 6. 8 %	R 3	増加	5 6. 8 %	R 7	△
			趣味やいきがいのある高齢者の割合 (高齢者実態調査)	6 1. 7 %	R2.10	増加	7 0. 7 %	R 7	○

		目指す姿	指標	R 4 策定時		目標値 (R 9)	現状				
食育推進計画	目指す姿：豊かな体験でつながる松本の食はぐくむすこやかな体と心	目標 ・ ・ ・ 食松本を楽しく食べる郷土食を残すことと地域の食材をもったいないと思う気持ちを醸成する	① 朝食を毎日摂る児童の割合	小学5年生	90%	R元	100%に近づける	90.1%	R7	△	
				中学2年生	85.2%	R元		86.3%	R7	△	
			② 食べる速度が速いと回答する人の割合			29.8%	R2	減少	31.8%	R6	×
			③ 給食に地場産物を利用する場合	県内産 学校給食	50.1%	R3	維持	54.3%	R7	○	
				県内産 保育園・幼稚園	39.9%	R3	維持	23.2%	R7	×	
				市内産 学校給食	21.9%	R3	維持	21.0%	R7	×	
				市内産 保育園・幼稚園	11.2%	R3	維持	9.9%	R6	×	
			④ 地域の児童・生徒の食生活に関する調査	小学5年生	47.7%	R元	50%	35.4%	R7	×	
				中学2年生	65.8%	R元	70%	67.9%	R7	△	
			⑤ 公民館での食に関する講座数			公民館講座68回	R3	増加	92回	R7	○
			⑥ 農業・加工体験を体験した園児・児童の人数			5,232人	R3	増加	7,618人	R7	○
			⑦ 食生活改善推進員の人数			会員数268人	R4	維持	会員数218人	R7	×
			⑧ 食品ロスの削減に取り組む市民の割合			80.8%	R元	85%	79.6%	R7	×
			⑨ 食べ物を残すことをもったいないと思う児童の割合 (小学5年生)			84.0%	R元	90%	83.3%	R7	×

		目指す姿		事業名	R 4 策定時		目標値 (R 9)	現状		
自 殺 予 防 対 策 推 進 計 画	● 目指す姿：誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現	目標 ・ 生きる力を支える環境づくり ・ 子ども・若者、働き盛り世代への支援強化 ・ 他機関協働	生きる力を支える環境づくり	検索連動型広告のクリック率	8. 63%	R 3	10%	12. 37%	R 7	△
				個別地域ケア会議の開催	32回	R 3	70回	14地区で25回	R 7	×
				地域支援者への研修実施地区数	35地区	R 3	35地区	35地区	R 7	○
				地域支援者への研修受講人数	1, 905人	R 3	2, 400人	2, 535人	R 7	○
				公民館での学習機会の提供 (趣味や学びを通じて、充実した日常生活を送っていると思う市民の割合)	65. 4%	H30	64%	35地区(指標データがないため地区数で評価)	R 7	○
				自主運動サークル支援事業立上げ サークル数 (住民主体の通いの場の創出)	70か所	R 3	190か所	144か所	R 7	△
			子ども・若者、働き盛り世代への支援強化	子どもの居場所づくり推進事業 参加して嬉しかったり、自分への自信が高まった子どもの割合	88. 2%	R 3	100%	83. 3%	R 7	×
				思春期自殺予防パンフレット等 配布数	10, 272部	R 3	継続	11, 576部	R 7	○
				「SOSの出し方に関する教育」 実施回数	14回	R 3	18回	15回	R 7	△
				こころの鈴の認知度	76. 7%	R 3	80%	82. 3%	R 6	○
				高校・大学等と連携した 教育・啓発実施回数	1回	R 3	17回	14回	R 7	×
				育てにくさを感じた時に 対処できる親の割合	83. 9%	R 3	増加	79. 8%	R 7	×
				妊娠・出産に満足している 者の割合	81. 9%	R 3	増加	88. 0%	R 7	○
				こんにちは赤ちゃん事業から 適正な支援につないだ割合	100%	R 3	100%	100%	R 7	○
				健康経営に取り組む企業・ 事業所数	80社	R 3	80社	74社	R 7	×
			生きることを支援する 他機関協働	自殺予防専門相談「いのちの きずな松本」の相談件数	実人数83人 延べ人数1, 462人	R 3	継続	実人数118人 延べ人数1, 506人	R 7	○
				自立支援相談「まいさぼ松 本」稼働可能な相談者のうち 就職 又は増収した者の割合	72%	R 3	90%以上	32%	R 7	×
				精神保健相談相談件数	実人数69人 延べ人数70人	R 3	継続	実人数65人	R 7	×
				事例検討開催回数 研修会開催回数	相談員12回 庁内職員1回	R 3	拡充	相談員12回 庁内職員3回	R 7	○
				自殺未遂者支援のための医療 連携システム構築	関係機関へヒアリング	R 3	システムの構築	R 6から実施	R 7	○

第4期食育推進計画の評価（令和7年度3月末）

令和8年3月末実績

内 容	第4期計画策定時 (R4)の値	計画目標値	R7年3月末 値	R8年3月末 値	策定時と の比較	担当課
① 朝食を毎日摂る児童・生徒の割合						
小学5年生	90% (R元)	100%に 近づける	91% (R4)	90.1%	↑	学校給食課
中学2年生	85.2% (R元)		86.7% (R4)	86.3%	↑	
※ 小学4年生への朝食指導実績（回数・指導人数）	—		24/28校	28/28校	—	学校給食課
※ 特定給食施設への指導実績（回数）	—		83回	72回	—	保健予防課
※ 朝ごはんホームページ閲覧数（月平均回数）	—		466回/月	531回/月	—	健康づくり課
② 食べる速度が速いと回答する人の割合	29.8% (R2)	減少	31.3%(R4)	31.8% (R6)	↑	健康づくり課
③ 給食に地場産物を利用する割合						
県内産（学校給食）	50.1% (R3)	維持	45.4%	54.3%	↑	学校給食課
〃（保育園・幼稚園）	39.9% (R3)	維持	31.5%	23.2%	↓	保育課
市内産（学校給食）	21.9% (R3)	維持	25.5%	21.0%	↓	学校給食課
〃（保育園・幼稚園）	11.2% (R3)	維持	10.6%	9.9%	↓	保育課
④ 長野県や住んでいる地域の郷土食を知っている児童・生徒の割合						
小学5年生	47.7% (R元)	50%	33.6% (R4)	35.4%	↓	学校給食課
中学2年生	65.8% (R元)	70%	64.7% (R4)	67.9%	↑	
※ 郷土食についての指導（回数・指導人数）	—		148回・5919人	181回・6,826人	—	学校給食課
※ 情報提供実績（回数）（栄養士が実施したもの）	—		8回	9回	—	保育課
※ ホームページ「松本の郷土食」の閲覧数（月平均回数）	—		390回/月	606/月	—	健康づくり課
⑤ 公民館での食に関する講座数	68回 (R3)	増加	64回	92回	↑	生涯学習課
※ 公民館での食に関する講座数（人数）	—		866人	1,466人	—	生涯学習課
※ こどもプラザでの食育講座実績（回数・参加人数）	—		10回・162人	9回・102人	—	こども育成課
⑥ 農業・加工体験を体験した児童・生徒の人数	5,232人 (R3)	増加	8,348人	7,618人	↑	農政課
※ あやみどりを使った食育の実績（各園の内容把握）	—		44園実施	44園実施	—	保育課
⑦ 食生活改善推進員の人数	268人 (R4)	維持	224人 (R6)	218人	↓	健康づくり課
⑧ 食品ロスの削減に取り組む市民の割合	80.8% (R元)	85%	75.4% (R4)	79.6% (R7)	↓	環境・地域エネルギー課
⑨ 食べ物を残すことをもったいないと思う児童の割合（小学5年生）	84.0% (R元)	90%	84.2% (R4)	83.3%	↓	学校給食課
※ 小学3年生への環境教育の実績（実施校数・参加人数）	—		29校・1959人	28校・1748人	—	環境・地域エネルギー課
※ 給食でのもったいないメニューの提供実績（回数）	—		各1回/28校	各1回/28校	—	学校給食課

①～⑨ 評価指標として第4期食育推進計画に掲載

①④⑨は、児童・生徒の食に関する実態調査より 最新値令和7年度実施

※ ①～⑨の指標に関連する取組み実績

（報告事項２）

第４期松本市健康増進総合計画の策定スケジュールについて

１ 趣旨

現在、第３期松本市健康増進総合計画に基づいて、業務を推進しており、計画期間は令和９年度までとなっています。令和１０年度からの第４期松本市健康増進総合計画の策定について、報告するものです。

２ 経過

H 2 3 . 3 第２期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本２１」を策定

H 3 0 . 3 「第３期松本市食育推進計画」を策定し、「第２期松本市自殺予防対策推進計画」を策定

R 5 . 3 松本市健康づくり計画、松本市母子保健計画、自殺予防対策推進計画、食育推進計画を一体的に取りまとめ「第３期松本市健康増進総合計画」を策定（R 5 ～R 9 までの５年計画）

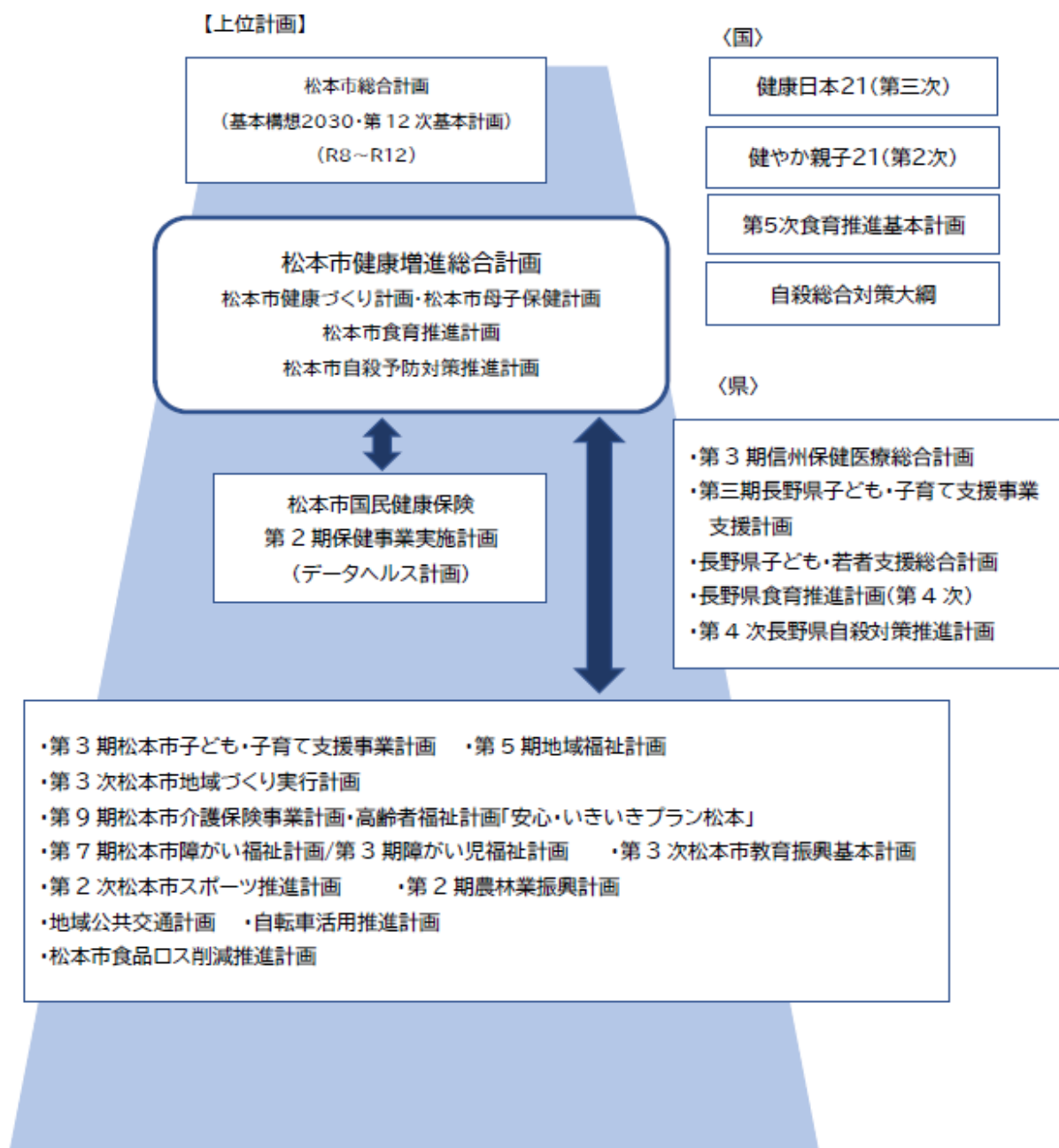
３ 健康増進総合計画の概要

健康増進法第八条に基づき、市町村健康増進計画として策定するもの。誰一人取り残さない健康づくりを展開するために、子どもから高齢者まですべての市民一人ひとりが健康づくりに取り組むための指標を定めるもの。

第２期計画では、健康寿命延伸を基本理念とし、主に「疾病予防（一次予防）に重点をおいた健康づくり」「個人の取り組みを支援する地域づくりと環境整備」を推進しました。

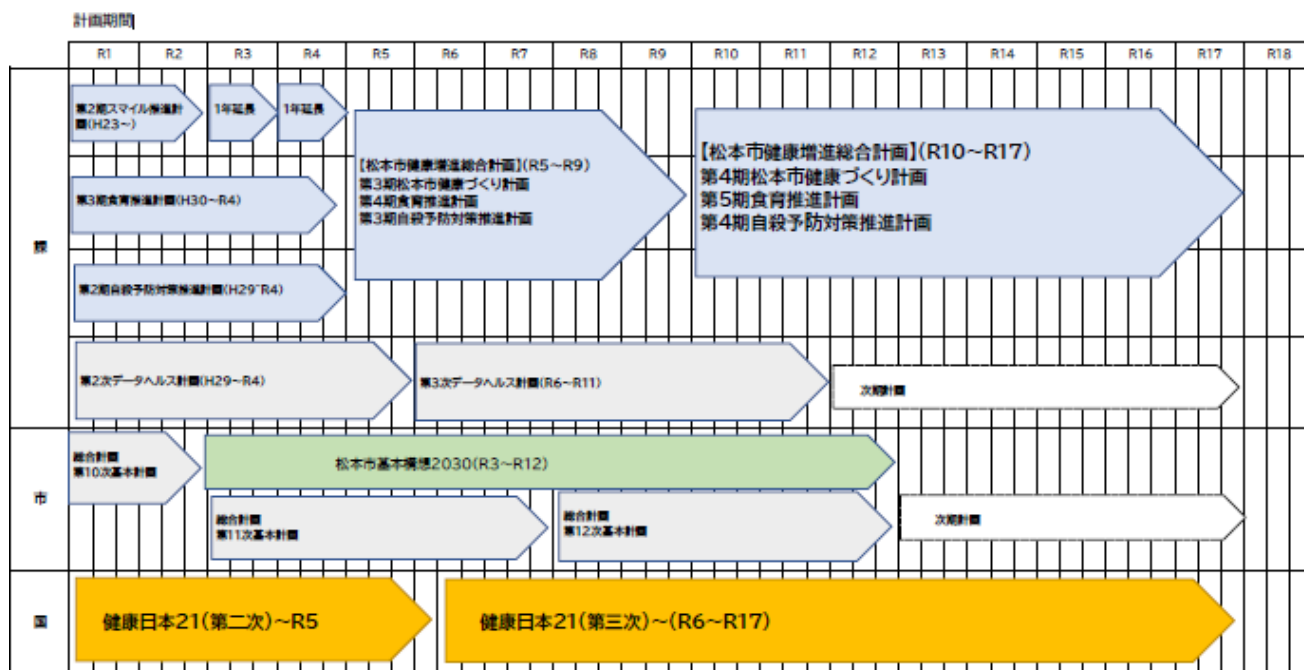
第３期計画では、誰もが健康を実感できるまちを基本理念とし、子どもや若者、全市民が健康づくりに取り組める施策の展開、多様な生活様式、価値観、病気・障がいの有無によらない健康づくりを目指しています。

4 第4期計画の位置づけ



5 計画期間

国の健康づくり計画「健康日本21（第3次）」の計画期間と合わせ、第4期松本市健康増進総合計画の期間を本件に限り、令和10年から令和17年の8年間の計画とします。



6 令和8年度～9年度の策定スケジュール（別紙参照）

- (1) 令和8年度に、課内で分析班を手挙げて募集したところ、若手を中心に4名の自薦があり、活動を開始しています。分析班は、主に関連計画やデータから、計画の視点を整理します。また、事業担当は、各事業の成果・課題を整理し、次期計画に繋げていきます。
- (2) 次回の健康づくり推進協議会では、計画の基本方針を協議していただく予定です。
- (3) 令和9年度は、健康づくり推進協議会の開催を年3回とし、計画の骨子、計画案、パブリックコメント共有等について協議します。合わせて、庁議や議会への報告を重ね、令和9年12月にパブリックコメントを実施し、次期計画の策定をします。

第4期松本市健康増進総合計画(令和10年度～令和17年度)策定スケジュール(案)

													R9												R10				
													4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
庁内検討	分析データ検討	●分析チームの立ち上げ データ収集と現状分析 課題の整理と業務の見直し これまでの事業評価 計画策定準備				計画のコンセプト データ分析と 課題の抽出				重点課題の設定		評価指標の設定 到達目標の設定 計画骨子作成			計画骨格案作成			計画素案作成			パブコメ準備		●パブコメの実施		パブコメ まとめ 計画 案修				
		連動		●所長・部長レク スケジュール等				●全体会				●全体会																	
		データヘルス計画 中間評価(令和9年度) (令和6～11年)																											
														●会議(1回) 健康課題の協議			●会議(2回) 骨格案の提出			●会議(3回) 計画(素案)協議			●会議(4回) 計画(案)協議						
														●会議(1回)		●会議(2回)		●会議(3回)		●会議(4回)									
		●R8年度第1回(7/8) 計画策定のロードマップ の報告				●R8年度第2回目 (2月上旬) 計画基本方針の協議				●第1回会議 健康課題 骨格案の協議		●第2回会議 計画案の協議		●第3回会議 パブコメの共有 計画(案)協議		●報告 策定報告													
庁内検討	健康増進 協議会 内 食育 会													●会議(1回目) 計画(骨子)協議		●会議(2回目) 計画(素案)協議		●会議(3回目) 計画(案)協議											
		●R8年度第2回目 (2月上旬) 計画基本方針の協議												●第1回会議 健康課題 骨格案の協議		●第2回会議 計画案の協議		●第3回会議 パブコメの共有 計画(案)協議		●報告 策定報告									
		●会議 計画期間について報告												●第1回会議 計画期間について報告 計画(骨子)協議		●第2回会議 計画(素案)協議		●第3回会議 計画(案)協議											
庁内検討	自 殺 予 防 対 策 推 進 協 議 会													●第1回会議 計画期間について報告 計画(骨子)協議		●第2回会議 計画(素案)協議		●第3回会議 計画(案)協議											
														●第1回会議 計画期間について報告 計画(骨子)協議		●第2回会議 計画(素案)協議		●第3回会議 計画(案)協議											
														●第1回会議 計画期間について報告 計画(骨子)協議		●第2回会議 計画(素案)協議		●第3回会議 計画(案)協議											
庁議・議会等	二役レク等													●市長・副市長レク			●市長・副市長レク			●パブコメの実施		●市長・副市長レク							
														●報告 計画策定・方針について			●協議 骨格案協議			●協議 計画案の確認 パブコメの実施に係る協議			●報告 パブコメ結果報告、 計画の策定			●報告 策定報告			
														●報告 計画策定・方針について			●協議 骨格案協議			●協議 計画案の確認 パブコメの実施に係る協議			●報告 パブコメ結果報告 計画の策定						
庁議・議会等	庁議													●報告 計画策定・方針について			●協議 骨格案協議			●協議 計画案の確認 パブコメの実施に係る協議			●報告 パブコメ結果報告 計画の策定						
														●報告 計画策定・方針について			●協議 骨格案協議			●協議 計画案の確認 パブコメの実施に係る協議			●報告 パブコメ結果報告 計画の策定						
庁議・議会等	議会													●報告 計画策定・方針について			●協議 骨格案協議			●協議 計画案の確認 パブコメの実施に係る協議			●報告 パブコメ結果報告 計画の策定						
														●報告 計画策定・方針について			●協議 骨格案協議			●協議 計画案の確認 パブコメの実施に係る協議			●報告 パブコメ結果報告 計画の策定						

(協議事項 1)

食育に関する調査について

1 趣旨

市民が楽しみながら食育に取り組み、また、望ましい食習慣の形成・定着にもつながるよう実態把握を行い、次期食育推進計画で取り組むべき課題の検討素材とし、併せて食育啓発の機会とすることを目的として行う食育に関する調査について協議するものです。

2 背景

- (1) 市が実施した第 1 2 次基本計画策定に係る市民意識調査報告書（令和 7 年 3 月）では、18 歳から 39 歳の若い世代は、地域の伝統や文化の保存、継承への取り組み、自然や環境に配慮した暮らし、地元産の農畜産物の積極的な購入などでシニア層より低い傾向があり、働きかけが必要な状況です。
- (2) 定期的に行われる食に係る調査として、小学 5 年生・中学 2 年生に 3 年毎に実施する「児童・生徒の食に関する実態調査」があり計画の指標にしています。
- (3) 関連する計画として、「松本市食品ロス削減推進計画」や「松本市教育振興基本計画」等があり、令和 7 年に教育振興基本計画策定のため、児童・生徒、保護者や一般市民を対象に「松本市の教育に関するアンケート調査」を実施しています。
- (4) 令和 8 年 5 月に公布された改正食育基本法では、大人の食育運動の推進が盛り込まれました。
- (5) 計画の柱のひとつであり、健康やおいしく味わって食べることに重要な口腔の健康に関する若い世代のデータが少ない状況です。

3 調査対象

- (1) 18 歳以上の市民
- (2) 大学生

4 調査方法

- (1) 市事業等で対象者が集まる機会に依頼し、ロゴフォームまたは紙での回答を依頼
- (2) 市ラインや関連するあらゆる場で周知
- (3) 学校に依頼

5 調査項目（案） 別紙 1

食習慣 食育への関心や実践度 健康に関しての意識・行動

6 食育アンケート（案） 別紙 2

調査項目(案)

別紙1

令和8年7月3日時点

項目概要	アンケート項目	比較先	項目設定理由
基本項目	年齢		・市として大人世代の食に関するデータが少ない ・松本市第12次基本計画策定に向けた市民への意識調査から「健康づくりに積極的に取り組んでいる」の平均得点の低い層は若者世代(18歳以上) ・食育基本法に大人の食育推進の追記
	性別		
	就労状況		
	現在、同居家族がいるか		
	出身地(市内・市外・県外)		
食習慣の把握	1日3食食べるか ▶食べない食事は、朝食、昼食、夕食のいずれか	県民健康栄養調査 食育に関する意識調査(国)	・食育推進計画「1日2食は3皿食べよう」の取組状況の把握 ・年齢による飲酒状況の把握
	1日に2回以上主食、主菜、副菜を3つそろえて食べることは、週に何日あるか		
	肉、魚、卵、大豆・大豆製品のうち日常的に食べるもの		
	料理を作る頻度	食生活実態及び和食文化に関するアンケート調査	
	日常的に摂取しているもの(甘みのある飲み物、牛乳、酒、健康食品の摂取状況)	県民健康栄養調査	
	日頃よくかんで食べているか ▶よくかんで食べていない理由は何か	県民健康栄養調査	
食育への関心や実践度	松本の郷土料理、郷土食材の認知度		・市民への調査から「地域の伝統や文化の保存、継承に取り組んでいる」の平均得点の低い層は若者世代(18歳以上) ・大人世代の食育の実践度の把握 ・農林漁業体験と地産地消や食品ロス等の関連性
	食育に関して取り組んでいること (食事マナー、地産地消、郷土料理や行事食など)		
	ここ1年間の栽培や収穫などの農林漁業体験があったか	食育に関する意識調査(国)	
健康に関しての意識・行動	自分の体型の認識(太っている、ちょうどよい、やせている)	H25市食育に関するアンケート	・児童生徒の肥満傾向割合は近年上昇傾向、中学生女子のやせ増加傾向 ・R4県民健康栄養調査から低栄養傾向の高齢者の割合が 増加傾向
	現在の自分の体重、身長がわかるか		
	自分のBMIの計算(フォームの場合は自動計算)	県民健康栄養調査	
	健康のために食に関して、改善したい内容の有無と阻害要因(栄養バランス、間食、野菜摂取、適塩など)	県民健康栄養調査	
	むし歯、歯周病、定期的な歯科受診の有無		
意見等	食に関して市への意見等(自由記述)		

令和8年度 松本市 食育に関するアンケート（案）

【ご協力をお願い】

市民の皆様におかれましては、日頃より、市政へのご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、松本市では「第5期松本市食育推進計画」策定の基礎資料とするために18歳以上の市民の皆様を対象にアンケート調査を実施することになりました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートにご記入いただいた個人情報は、調査目的の範囲内のみで利用し、個人を特定しない統計的处理を施し、管理には十分注意を払います。

令和8年8月

松本市長 臥雲 義尚

■アンケートの回答について

個人の意識調査を目的としていますので、おひとりにつき1回までの回答となります。

■アンケート用紙記入にあたってのお願い

回答は、当てはまる番号を○で囲んでください。

質問には、それぞれ「複数回答可（いくつでも○をつけて良いもの）」と「ひとつだけ（もっとも近いものをひとつだけ選ぶ）」という注記がありますので、その指示に従って答えてください。

■この調査についてのお問い合わせは

松本市保健所 健康づくり課

電 話：0263-34-3217

FAX：0263-39-2523



年齢	才		
性別 【ひとつだけ】	1 男性 2 女性 3 回答しない	出身地【ひとつだけ】	1 松本市 2 市外 3 県外
就労状況 【ひとつだけ】	1 学生 2 フルタイム 3 パート・アルバイト 4 自営業・自由業 5 専業主婦・主夫 6 無職 7 その他 ※ 学生でアルバイトされている方は「1」のみに○をつけてください		
同居家族 【複数回答可】	1 いない 2 配偶者・パートナー 3 未就学児 4 小学生 5 中学生 6 高校生 7 18歳以上の子ども 8 父母・祖父母 9 その他		

問1 次のうち、松本の郷土料理、伝統野菜と知っていたものをすべて選んでください 【複数回答可】

(1) 郷土料理			
1 みそパン 	2 おてっか(鉄火なす) 	3 干し揚げと切り昆布の煮物 	4 かぼちゃ団子 
5 塩丸いかの酢の物 	6 具だくさんみそ汁 	7 そば 	8 おやき 
(2) 伝統野菜			
1 まつもとといっぼん 松本一本ねぎ 	2 ほだいらかぶ 保平蕪 	3 きれはまつもとじだいこん 切葉松本地大根 	4 いねこきな 稲核菜 

問2 ここ1週間を振り返り、1日3食（朝食・昼食・夕食）食べていますか 【ひとつだけ】

1 食べる 2 食べない⇒ 食べないのは次のうちどれですか【複数回答可】

1 朝食 2 昼食 3 夕食

問3 主食、主菜、副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか

【ひとつだけ】 ※主食、主菜、副菜については裏面参照

1 ほぼ毎日 2 週に4～5回 3 週に2～3日 4 ほとんどない

問4 ここ1ヵ月間のうち、日頃よく食べている食材をすべて選んでください 【複数回答可】

1 肉 2 魚 3 卵 4 大豆・大豆製品（納豆、豆腐、枝豆など）

問5 どれくらいの頻度で、ご自宅で料理をつくりですか 【ひとつだけ】

1 ほぼ毎日 2 週に3～5回 3 週に1～2回程度 4 月に2～3日以下 5 まったくしない

問6 日頃よくかんで食べることを意識していますか 【ひとつだけ】

1 意識している 2 意識していない⇒ 意識していない理由を教えてください【複数回答可】

1 時間がない 2 かまなくても食べられる 3 かめない
4 なんとなく 5 特にない 6 その他

問7 ここ1年間で参加された栽培や収穫などの体験（農林漁業体験）はありますか 【複数回答可】

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1 収穫体験（稲刈り、きのこ採り、果物狩りなど） | 2 栽培体験（種まき、田植え、畑作りなど） |
| 3 農地の管理や保全に係る体験（草刈りなど） | 4 牧場作業体験（乳しぼり、餌やりなど） |
| 5 農林産物の選別等から出荷までの作業に関わる体験 | 6 漁業体験（漁業者の指導のもと行う地引網など） |
| 7 家庭菜園 | 8 仕事として従事している |
| 9 体験していない | |

問8 食育に関して取組んでいることをすべて選んでください 【複数回答可】

- | | | |
|------------------------|-----------------|------------|
| 1 特にない | 2 1日3食食べる | 3 味わって食べる |
| 4 料理や食材の作り手に感謝する | 5 誰かと一緒に楽しく食べる | |
| 6 栄養バランスを考える | 7 食べものをムダにしない | 8 好き嫌いしない |
| 9 よくかむ | 10 食事マナーに配慮する | 11 地場産物を選ぶ |
| 12 郷土食材や郷土料理、行事食をとりいれる | 13 旬や鮮度のよい食材を選ぶ | |
| 14 その他（ | | ） |

問9 日常的に摂取しているものをすべて選んでください 【複数回答可】

- | | |
|--|--------------|
| 1 甘い飲み物（ジュース、加糖コーヒー、エナジードリンク、スポーツドリンクなど） | |
| 2 牛乳・乳製品 | 3 酒（アルコール飲料） |
| 4 タバコ | |
| 5 サプリメント | 6 プロテイン |
| 7 栄養強化食品 | |
| 8 あてはまるものはない | |

問10 歯や口に関してあてはまるものをすべて選んでください 【複数回答可】

- | | | |
|-------------------|--------------------|------------|
| 1 むし歯がある | 2 歯周病（歯ぐきの腫れなど）がある | 3 歯並びが気になる |
| 4 歯科検診を定期的に受診している | 5 あてはまるものはない | |

問11 自分の体型をどう思っていますか 【ひとつだけ】

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1 太っている | 2 ちょうどよい | 3 やせている |
|---------|----------|---------|

問12 現在の自分の体重、身長がわかりますか 【ひとつだけ】

- | | |
|-------|---------|
| 1 わかる | 2 わからない |
|-------|---------|

問13 自分のBMI（体格指数）を計算してみましょう 【数字記入】

体重_____kg ÷ 身長^{メートル}_____m ÷ 身長^{メートル}_____m = BMI_____

年齢	目標とするBMI
18～49	18.5～24.9
50～64	20.0～24.9
65以上	21.5～24.9

日本人の食事摂取基準（2025年版）参照

問14 健康のために食に関して、改善したい内容をすべて選んでください 【複数回答可】

- | | | | |
|----------|-----------------|------------|-----------|
| 1 特にない | 2 食事バランスを考えて食べる | 3 間食を減らす | 4 野菜を食べる |
| 5 食べ過ぎない | 6 お酒を飲み過ぎない | 7 よくかんで食べる | 8 適塩を心がける |
| 9 その他（ | | | ） |

問15 食に関して改善するにあたり、ハードルや課題となることはありますか 【複数回答可】

- | | | | | |
|------------------|------------|-----------|------------|---------------|
| 1 特にない | 2 時間がない | 3 面倒くさい | 4 効果がわからない | 5 周囲の協力が得られない |
| 6 お金や手間が余計にかかりそう | 7 習慣化されている | 8 情報が得にくい | 9 その他 | |

問 16 最後に食に関することで、市へのご意見やご要望などありましたら、ご記入ください 【自由記述】

ご協力いただき、ありがとうございました。

これが基本の3皿です！



1日2食は3皿食べよう
～1・2・3でバランスごはん～

1日に2食以上は
「**主食**・**主菜**・**副菜**」の
3つのお皿を用意

まつもとの食育ホームページ 食育の取組

 松本市 食育推進計画	 具だくさんみそ汁	 よくかむ30 かみかみ運動	 松本の郷土食
 まつもとの おいしい農産物	 松本の日 給食の紹介	 まつもと だいず 大作戦	 食品ロスとは？
 残さず食べよう！ 30・10運動	 生活習慣病予防の 食事術	 食育情報パネル展	 食育図書館展示

詳しくは、「まつもとの食育」で検索🔍

(協議事項2)

禁煙及び受動喫煙防止対策について

1 趣旨

これまでの禁煙対策及び、受動喫煙防止対策の現状や課題を踏まえた今後の施策の在り方について協議するものです。

2 背景

(1) 禁煙対策

松本市では、まずは喫煙しないための取組みとして小学校高学年から「最初の一本を吸わせない」ための啓発、「ハタチの記念式典」における啓発、乳幼児健診時に喫煙者がいる家庭への個別禁煙指導などを実施していますが、現在喫煙されている方を禁煙へ導く対策が不足しており、その必要性を指摘されています。

(2) 受動喫煙防止対策

ア 受動喫煙防止区域内での喫煙や区域外における受動喫煙について、市民からの苦情、意見・要望が多く寄せられており、対応に苦慮しています。

イ 令和6年度末に中心市街地再設計検討会議から「“城下町松本”の歴史と自然を活かしたウォーカブルな空間を創出」が提言されたことを受け、市内に中心市街地活性本部が設置され、「えきしろ空間」における「えきまえエリアビジョン」や「ウォーカブル区域」の指定等について、現在検討が進められています。「えきしろ空間」では安全・安心で多様な歩行区間として歩いて楽しめるウォーカブルなまちづくりを進めることとしているため、この区域における受動喫煙防止対策の位置づけ及び、現在指定されている受動喫煙防止区域におけるルール順守の対策について検討が必要と考えています。

3 課題と論点

(1) 解決したい課題

ア 禁煙対策

- (ア) 乳幼児期の保護者や特定検診受診者の喫煙率は横ばいの状態です。
- (イ) 国保加入者の一部の方や乳幼児期のご家庭など、特定の集団への対策に留まっている状況です。
- (ウ) 関係機関との更なる連携・協力体制の構築

イ 受動喫煙防止対策

- (ア) 松本市受動喫煙防止に関する条例（令和元年7月施行）及び松本市受動喫煙防止対策ガイドライン（令和5年8月改正）が市民に浸透しているとは言えず、たばこを吸う人吸わない人双方において理解の醸成が必要です。
- (イ) 受動喫煙防止区域の内外において路上喫煙等による望まない受動喫煙の被害や吸い殻のポイ捨てによる環境悪化が継続的に発生している状況です。

(2) 議論の論点

ア 禁煙対策

- (ア) 喫煙者を禁煙へ導くための新たな方策について
- (イ) 喫煙率の高い年齢層への効果的なアプローチ方法
- (ウ) 関係機関が協力・連携した対策について

イ 受動喫煙防止対策

- (ア) ウォークابلなまちづくりと受動喫煙防止対策の連動について
- (イ) 喫煙ルール順守と対策の実効性を担保する方策について
- (ウ) 受動喫煙防止を目的とした指定喫煙所整備の在り方について

4 対策検討のたたき台(例)

(1) 禁煙対策

ア 禁煙外来受診への積極的勧奨

- ・禁煙週間中に、SNS等を駆使したキャンペーンに取り組む
- ・禁煙外来受診者が1年間の禁煙達成で、利用券や割引券等インセンティブを付与

イ 働き盛りの人への禁煙指導として、健康保険組合等との連携事業の検討

- ・企業内の喫煙者3人1組でエントリーいただき、3カ月の禁煙達成でホームページとデジタルサイネージ上で企業を表彰、エントリー者に利用券や割引券等インセンティブを付与

ウ 関係機関（三師会、大学、健康保険組合等）と連携した対策推進

- ・効果的な禁煙サポートプログラムの創設に向けたワークショップの開催

(2) 受動喫煙防止対策

ア ウォークابل区域の位置づけと受動喫煙防止区域の整合

イ 巡回の実施による路上喫煙等及びポイ捨ての抑制等の秩序維持（指導員の配置等）

ウ 区域指定の実効性担保のための罰則規定の導入

エ 民間施設と協力した指定喫煙所の設置を推進

5 今後の予定

- (1) 本協議会の意見を踏まえ、庁内組織において検討を進めます。
- (2) 庁内における検討状況等を踏まえ、本協議会での議論を継続的に実施します。

6 関係者への意見聴取の概要

- (1) 第一町会連合会三役会 (R8.2.12)
- (2) 中央地区町会長会 (R8.2.17)
- (3) 商店街組合事務局 (R8.2.17)
- (4) 商店街連盟理事会 (R8.2.19)

町会関係者 (第一地区町会、 中央地区町会)	・ たばこのポイ捨てが多く大変困っている（規制を嫌がる店主もいて喫煙をやめるよう言えないが、ポイ捨てを減らしたい）
	・ 禁煙エリアだけではポイ捨てはなくなる
	・ ポイ捨て対策として喫煙所の設置を検討してほしい
	・ 受動喫煙防止区域や喫煙所の場所が誰にでも分かるようにしてほしい
	・ 罰則を設けて対策する方法もある
	・ 受動喫煙防止区域や喫煙所の場所が観光客にも分かるようポスターや路面シート等で周知が必要ではないか
	・ 歩きたばこは危険、特にタバコの位置が子どもの顔の位置であり特に危険だと感じる
商店街関係者 (商店街連盟理事、 事務局)	・ 灰皿の設置だけでは受動喫煙の被害に遭う確率が高くなる
	・ 受動喫煙防止対策は意識付けが大事
	・ どこも喫煙はダメとするだけでは隠れて吸うだけとなる
	・ たばこを吸うためだけに喫茶店に行く人もいる
	・ オーナーが貸しているだけで店主は住んでいないから我が街とは考えていない商店が多い。また、商店街ごとに状況は違う
	・ 紙タバコは害があるが加熱式タバコは害がないからどこで喫煙しても良いと思っている人がいる

協議事項 1

「食育に関する調査について」 参考資料

第5次食育推進基本計画 概要

令和8年6月
農林水産省

第5次食育推進基本計画 概要

【はじめに】

- 食育基本法の制定から約20年が経過し、**食や農林漁業を取り巻く状況の変化**や、**食に関する国民の価値観等の多様化**が進展。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の物価高騰等が生じたこと等により、**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**が見られるとともに、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化**。
- **食や農への関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも食育は重要**であり、**食育基本法の改正の趣旨を踏まえ、食料安全保障の確保にも資する食育**を多様な関係者等と連携・協働し、国民運動として推進

【第1 食育推進に関する施策についての基本的な方針】

重点事項

(1) 学校等での食や農に関する学びの充実

- ・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの**食の乱れ**が見られるほか、**生産現場の実態を知らない子供**が増加



- ・栄養教諭等による**食生活の重要性等に関する指導**や地域等との連携・協働の下、「**農林漁業教育**」を推進

(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

- ・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**



- ・官民の幅広い連携・協働の取組等による大人の消費者の**行動変容を促す「大人の食育」**を推進

(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

- ・国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、「**農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合**」が減少



- ・**農林漁業体験機会の提供**、生産者と消費者が直接つながる取組や、**食料の持続的な供給に資する食品の選択等**を促進

- これらの取組を推進して定着させるために、**情報発信の強化や取組の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善、行動変容に向けた機運の醸成、食育推進体制の整備等**の取組を推進

第5次食育推進基本計画 概要

【第2 食育の推進の目標に関する事項】

取組主体別に①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）と②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）に分類

【第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）】

1. 家庭における食育の推進：

- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進 等

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域人材の活用等の促進 等

3. 地域における食育の推進：

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供 等

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育に関する理解醸成や行動変容の促進
- ・食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進 等

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進 等

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・国民運動として和食に接する機会を拡大する活動の展開 等

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性、栄養等に関する情報提供や食品表示の理解促進
- ・食育や日本の食文化の海外展開 等

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

地方公共団体の食育の取組状況の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善 等

第5次食育推進基本計画における目標・指標・目標値

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

		現状値 (令和7（2025）年度）	目標値 (令和12（2030）年度）
<指標>			
食育に関心を持つ	・食育に関心を持っている国民の割合	79.1%	90%以上
家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週8.6回	週10回以上
朝食の欠食を減らす	・朝食を欠食する子供の割合	6.4%	5%以下
	・朝食を欠食する若い世代の割合	28.2%	25%以下
栄養バランスに配慮した食生活等を実践する	・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合	36.1%/23.8%	45%以上/30%以上
	・食塩/野菜/果物摂取量の平均値	9.6g/258.7g/78.1g (令和6（2024）年度）	7g/350g/200g (令和14（2032）年度）
	・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や 減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	63.2%	70%以上
ゆっくりよく噛んで食べる	・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	46.2%	55%以上
農林漁業体験を経験する	・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合	57.1%/45.5%	60%以上/50%以上
生産現場等を意識して食品等を選ぶ	・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	66.0%	70%以上
	・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	57.1%	60%以上
食品ロス削減のための行動をする	・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	77.2%	80%以上
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する	・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	68.6%	75%以上

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

<指標>			
学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす	・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数	月14.1回	月15回以上
	・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合(金額ベース)を 現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合	-	90%以上/90%以上
地域等での共食の機会を増やす	・地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.1%	75%以上
地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす	・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、 伝えている国民の割合	48.8%	55%以上
	・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	54.7%	60%以上
食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす	・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	30.3万人 (令和6（2024）年度）	31万人以上
推進計画を作成・実施している市町村を増やす	・推進計画を作成・実施している市町村の割合	92.9%	100%

参考資料

- 1 : 食育基本法の一部を改正する法律 概要
- 2 : 重点事項と目標・指標の対応関係
- 3 : 目標と達成に向けた主な推進施策

参考 1 食育基本法の一部を改正する法律 概要 (令和 8 年 5 月 27 日公布・施行)

一 前文の改正

1 「食」をめぐる環境の変化

世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加

2 国民運動としての食育の在り方の明確化

(1) 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加

(2) 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加

二 総則の改正

1 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加

2 関連分野との協働による食育の取組拡大

文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加

3 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進

教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加

4 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進

食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加

5 食育の推進のための連携

国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加

三 食育推進基本計画等に関する規定の改正

1 PDCAサイクルによる食育の推進

食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加

2 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援

都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加

四 基本的施策の改正

1 生産者と消費者との交流の促進等の強化

消費者の役割と農林漁業体験活動を追加

2 学校等における食育の強化

栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加

3 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進

職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加

4 関連分野との協働による食育推進運動の展開

関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携

5 人材の育成及び確保

食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

(公布日施行)

参考2 重点事項と目標・指標の対応関係

食育を国民運動として推進するために、共通の目標を掲げ、関係者が連携・協働して取組を実施

<重点事項>

(1) 学校等での食や農に関する学びの充実

・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの食の乱れが見られるほか、生産現場の実態を知らない子供が増加
→ 栄養教諭等による食生活の重要性等に関する指導や「農林漁業教育」を推進

(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ
→ 官民の幅広い連携・協働の取組等の行動変容を促す「大人の食育」を推進。

(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

・国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」が減少
→ 農林漁業体験機会の提供、生産者と消費者が直接つながる取組等を強化

食育推進体制の整備

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

食育に関心を持つ（家庭・学校・地域・企業等）

家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

● 朝食の欠食を減らす

● 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する
（主食・主菜・副菜を組み合わせた食事
食塩・野菜・果物摂取量の是正）

ゆっくりよく噛んで食べる

● 農林漁業体験を経験する

● 生産現場等を意識して食品等を選ぶ
（産地や生産者への意識、環境への配慮）

食品ロス削減のための行動をする
（適正量の購入・料理、食材量等の確認）

食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する
（消費期限等の確認、食品の十分な加熱）

<指標>

・食育に関心を持っている国民の割合

・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数

・朝食を欠食する子供の割合

・朝食を欠食する若い世代の割合

・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上
ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合

・食塩/野菜/果物摂取量の平均値

・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合

・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合

・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合

・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合

・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合

・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合

・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

● 学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす

地域等での共食の機会を増やす

● 地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす

食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす

● 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

<指標>

・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数

・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合

・地域等で共食したいと思う人が共食する割合

・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合

・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合

・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数

・推進計画を作成・実施している市町村の割合

注）●は重点事項の取組に当たりより関係性が深いもの

参考3 目標と達成に向けた主な推進施策

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

食育に関心を持つ

家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

●朝食の欠食を減らす

●栄養バランスに配慮した食生活等を実践する

ゆっくりよく噛んで食べる

●農林漁業体験を経験する

●生産現場等を意識して食品等を選ぶ

食品ロス削減のための行動をする

食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

●学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす

地域等での共食の機会を増やす

地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす

食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす

●推進計画を作成・実施している市町村を増やす

食育推進運動の展開：

・食育月間や食育の日等を通じた普及啓発 ・食育に関する理解醸成や行動変容の促進 等

家庭における食育の推進：

・「早寝早起き朝ごはん」国民運動等の全国的な普及啓発
・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進 等

学校、保育所等における食育の推進：

・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域の人材活用等の促進 等

地域における食育の推進：

・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
・「食育実践優良法人顕彰」の実施
・健康寿命の延伸につながる食育の推進
・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供
・「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」に基づく取組の推進
・地域における様々な共食の場づくりの推進 等

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進
・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組の推進 等

食文化の継承のための活動への支援等

食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

食育推進運動の展開：

・食に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進
・地方公共団体の食育の取組状況の見える化 等

協議事項 2 「禁煙及び受動喫煙防止対策について」

参 考 資 料 集

禁煙対策及び受動喫煙対策の現状等について

1 経過

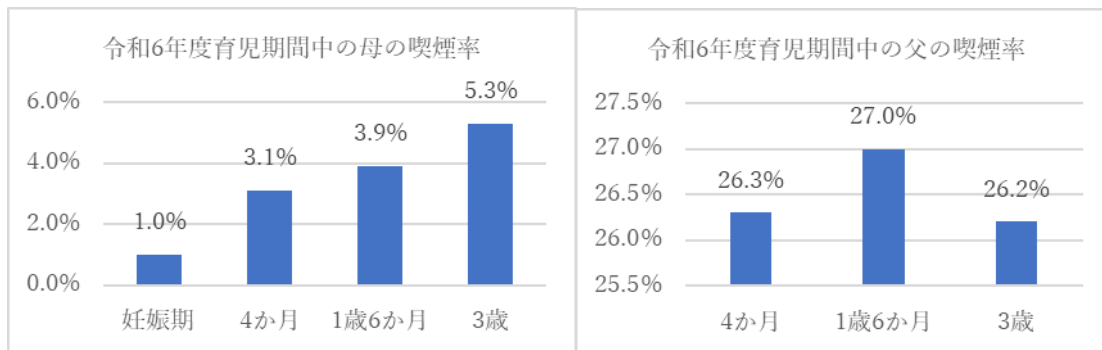
- H20. 4 さわやか空気思いやり事業開始（松本スタイルへ統合）
- H22. 8 **市有施設の建物内全面禁煙を実施**
- H25. 3 **「タバコと向き合う松本スタイル」策定**
- 5 松本市受動喫煙防止対策推進協議会の設立（構成員：健康・母子専門員）
- 8 **市立小中学校の敷地内全面禁煙を実施**
- 10 職員の勤務時間内全面禁煙を実施
- 12 **松本駅お城口広場を受動喫煙防止のモデル区域**
「さわやか空気思いやりエリア」として設定
→ 条例による路上喫煙の禁止区域や喫煙場所を指定したものではなく、基本方針「松本スタイル」に基づき、JRをはじめ駅周辺の町会、商店街等と協議し、罰則のない啓発エリアとして定めた。
- H30. 7 「健康増進法の一部を改正する法律」 公布
- H31. 3 「松本市受動喫煙防止に関する条例」 制定
- R 1. 7 **「松本市受動喫煙防止に関する条例」 施行**
- 10 **松本駅お城口広場周辺区域を受動喫煙防止区域に指定**
JR松本駅お城口広場指定喫煙所 開所
- R 2. 4 「松本市受動喫煙防止対策ガイドライン」及び「松本市公共施設における受動喫煙防止対策ガイドライン」に規定する「屋外に喫煙所を設置する場合の設置基準等」の喫煙所の構造について変更
変更前：コンテナ型
変更後：コンテナ型又はパーテーション型
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、松本駅お城口広場指定喫煙所閉鎖
- R 4. 4 **松本城公園及び旧開智学校を受動喫煙防止区域に指定**
松本城公園北西端に指定喫煙所（パーテーション型）開所
- 6 松本城公園指定喫煙所（オープン型）空気環境測定実施
- 8 松本駅お城口広場指定喫煙所（ボックス型）空気環境測定実施
- 10 松本城公園指定喫煙所（オープン型）2回目空気環境測定実施
○検証結果
両喫煙所とも、浮遊粉塵濃度は、厚生労働省が定める「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の基準値（1立方メートル当たり0.15ミリグラム）を下回る。
- R 5. 4 **松本市総合体育館敷地内及びセキスイハイム松本スタジアム敷地内を受動喫煙防止区域に指定**
各敷地内に指定喫煙所設置（パーテーション型）
- R 7. 1 受動喫煙防止区域拡大に向けた視察（鎌倉市、藤沢市、江戸川区）
- 10 受動喫煙・ポイ捨て防止対策庁内会議

2 喫煙実態等

(1) 妊娠期・乳幼児期の両親の喫煙率

育児期間中の両親の喫煙率(4か月・1歳6か月・3歳時健診の受診時に行った調査から算出)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
父	26.9%	28.5%	27.2%	26.5%
母	3.3%	3.7%	4.0%	4.1%



(2) 松本市国保特定健診受診者の喫煙率

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
喫煙率	11.4%	11.3%	11.3%	11.4%

(3) 松本市の喫煙実態に関するアンケート集計結果(令和2年度)

ア 喫煙習慣があるは14.2%、喫煙習慣がないが85.5%

イ 禁煙意向については、「禁煙したい」が22.9%、「本数を減らしたい」が51.1%
「禁煙したくない」が26.0%

ウ 場所別の受動喫煙の頻度では「ある」が、家庭で19.3%、職場で25.6%、飲食店で42.5%、路上で42.9%

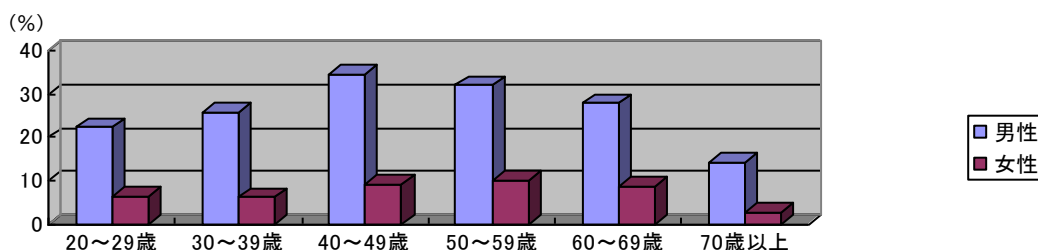
(4) 厚生労働省による国民健康・栄養調査結果(令和6年度)

ア 喫煙習慣があるは14.8%、喫煙習慣がないが85.2%

イ 禁煙意向については、「禁煙したい」が18.6%、男女別では男性が18.6%、女性が23.1%

ウ 場所別の受動喫煙の頻度では「ある」が、家庭で4.4%、職場で16.9%、飲食店で16.7%、路上で28.6%、子どもが利用する屋外の空間で8.4%

エ 現在習慣的に喫煙している者の年齢別の割合



3 受動喫煙防止区域拡大に向けたタバコの投げ捨て調査報告

(1) 概要

受動喫煙防止区域拡大に向けて、中心市街地（えきしろ空間）を中心としたエリアのタバコの投げ捨て調査を実施したため、調査結果について共有するものです。

(2) 調査日時等

令和7年10月8日（水） 13時30分～16時30分

健康づくり課職員 6名（2人1組）

(3) 調査方法

1本以上のタバコの投げ捨てがあった場合に、地図上にシールを貼付し記録

(4) 調査結果

ア 投げ捨てられたタバコ（本数）

約590箇所（約600本～700本）

イ 投げ捨て分布図

別紙のとおり

ウ 状況

（ア） 駅前繁華街は多く、コインパーキング前は特に多い。

（イ） 花壇、ベンチ下、草陰など、隠しやすいところに多い。

（ウ） せせらぎ公園内、拾えた分だけで8本。公園内で喫煙していると思われる。

また、公園周辺のパーキングに、タバコの吸い殻が多く捨ててある。

（エ） 側溝の蓋に押し込んで捨てている箇所が多く見られる。

（オ） 受動喫煙防止区域と定めても、守られていない印象。日中は喫煙者を見かけないため、夜間に多い可能性あり。

（カ） コンビニ周辺や、人通りが多い大通り沿いに多い。

（キ） 中町、縄手周辺など店舗周辺や住宅地前は、清掃がされているためか、あまりなかった。（調査の数時間前に、大名町通りは落ち葉清掃がされていた。）

（ク） 松本駅から離れるにつれて投げ捨てが少なくなっていく印象

（ケ） 駅前の指定喫煙所付近には投げ捨てはなかったが、離れると落ちていた。（東口北側）

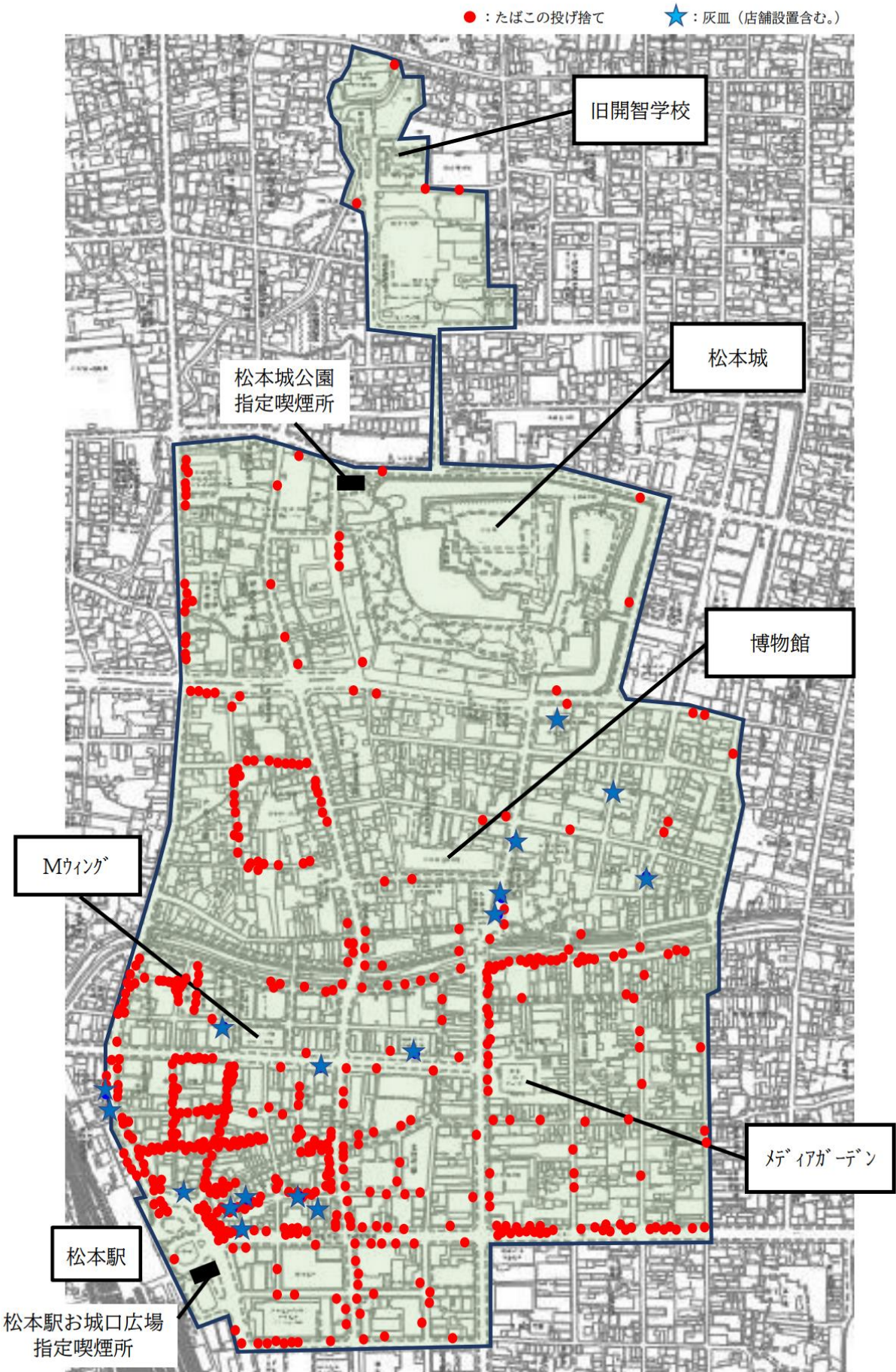
（コ） 用水路のグレーチングに押し込まれている吸い殻が多い印象

（サ） 店の前に灰皿が置いてあっても、道に捨ててある。

（シ） 受動喫煙防止区域とそうでない区域の境あたりの投げ捨てが多い

（ス） 川沿いの投げ捨ても多い。

（セ） 歩道横の花壇内に灰皿が設置されていた。



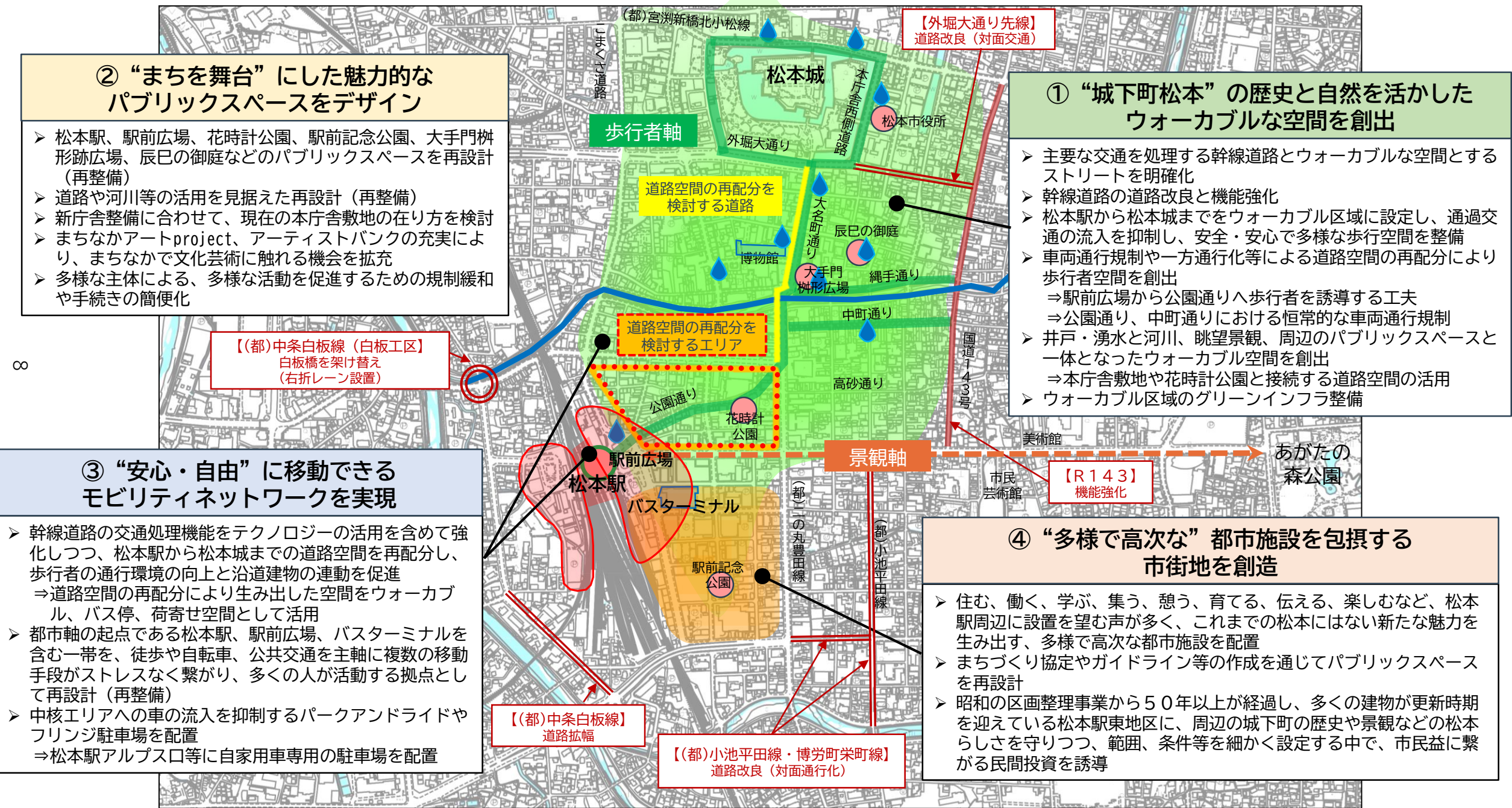
4 市民から寄せられた意見・要望（過去数年分の抜粋）

禁煙エリア内の喫煙	【メール】 ・禁煙区域を制定されていますが、店の外で店員等が平気に喫煙している所を見ます。 ・エリア内にも関わらず、外人さんがモクモクとたばこを吸っていた ・エリア内で喫煙する人を良く見かけます。松本市は対応しているのでしょうか。 ※松本駅周辺での路上喫煙、歩きたばこに対するメール等多数。 令和元年10月の指定喫煙所開所に伴い、減少傾向であるが、「0」にはならず年間数件ほど意見あり。
路上での歩きたばこ	【メール】 ・外国人観光客が増える中、世界基準に応える観光都市、長寿延命都市として考えて頂きたいと思いました。 ・数年前に他県より転居したが、市街地において喫煙 OK な観光地なのだなと。名古屋から来た喫煙者の知人も「松本って路上でたばこいいんだね」と ・人が行き交う交差点で子供や高齢者がちゃんと信号を守り立ち止まらなければならない場所にたばこの副流煙を垂れ流すのは大変迷惑
公共の場における受動喫煙	【市長への手紙】 ・大阪市を始め、政令指定都市でも市内の全面禁煙を推進する都市もある中で、これからさらに観光都市として飛躍することを期待される松本市としては、市民の健康に対する取り組み意識が他の市町村と比べて大幅に劣後している。 ・駅前に限らず子供が居る場所、通る場所、見える場所は全面禁煙にしてほしい。空気が良いのが売りだと思うが喫煙で台無しである。 ・令和元年7月に施行された条例ですが、現在一部地域に留まっています。子供への受動喫煙のリスクを考えると更に範囲を広げればいかがでしょうか。 【メール】 ・松本城に向かう途中で、千歳橋付近で信号待ちをしていた時、たばこ臭かったので付近を見回したところ、千歳橋北側の八十二銀行付近に灰皿が置いてあり、たばこを吸っている人がいました。歩道の植え込みに灰皿が置かれているようでした。見回すと四柱神社西側の広場近くの歩道上にも灰皿が置かれているようでした。人通りの多い場所で、信号待ちで滞留してる人も多い場所が、たばこ臭いのはどうなんだろうなと思いました。

	・松本城大手門枡形跡広場において、出店者と思われるものが喫煙している。 ・公共の場でなぜ歩行者が我慢をして通行しなければならないのでしょうか ・タクシードライバーがアルプス口に待機中にたばこを吸っている。なぜ注意しない。観光客が見てどう思うか
要望 受動喫煙防止区域 拡大	【市長への手紙】 ・現在の受動喫煙防止区域はあまりに狭く、「望まない受動喫煙をなくす」ことに対し一切無意味です。 ・すべての路上や公園を禁煙区域化してください。 【メール】 ・観光客が大勢通る場所で路上喫煙を見逃すのは、観光都市としてイメージダウンにつながる。商工会議所、商店街連盟、金融機関を指導あるいは連携して、このエリアも受動喫煙対策の再優先エリアとすべきではないか。 ・エリアの狭さに落胆しました。 【電話】 ・緑町の広場付近は水辺もあり憩いの場となっている、店舗前に灰皿があるため、受動喫煙防止区域に指定してほしい。
要望 喫煙所の設置	【電話】 ・条例上、区域外であって、歩いていなければ、吸ってもいい場所で吸っていても、周りの目線が気になる。
要望 歩きたばこ等に対する罰則規定	【市長への手紙】 ・歩きたばこや路上喫煙を禁止して、摘発し、違反者から罰金を徴収してください。 ・市全域で許可された場所以外での喫煙は罰則を伴って禁止する条例を求めます。 【メール】 ・タバコ吸いは見ていなかったら平気で吸ってます。取り締まりの強化をしない限り貴方は舐められます。 ・週末を中心に公園通りにタバコの吸い殻を見かけます。取り締まりをしないのでしょうか？

その他	【メール】 ・松本駅前指定喫煙所のドアを開けると、その周辺にニオイが拡散している。 ・煙を吸うのが嫌なら迂回せよということなのではないでしょうか。喫煙者に喫煙する権利があることは認めますが、非喫煙者に受動喫煙を強いる権利はありません。 ・松本駅の喫煙所設置は良いと思います。しかし、あんなビデオ流す必要はないと思います。観光客の皆さんの逆上間違いなし ・「歩行喫煙はダメだが、立ち止まっていれば良い。」開いた口がふさがりません。 ・折角おいしい食事やお酒をいただいても、たばこの臭いや副流煙があれば全てが台無しになります。 【電話】 ・区域内の店舗だが、喫煙可のため、子ども連れを进店させることはできず、断らなければいけない。 ※禁煙施策へ注力してほしいといった意見のメールも多数あり
-----	---

中心市街地再設計検討会議提言書による再設計のイメージ（指針に基づき今後検討が必要な事項）



2月から
本格始動

中心市街地再設計の具現化へ 「えきまえエリア」“三位一体”で構想策定

市長記者会見資料

8. 1. 14

中心市街地活性本部

R6年度
中心市街地再設計検討会議

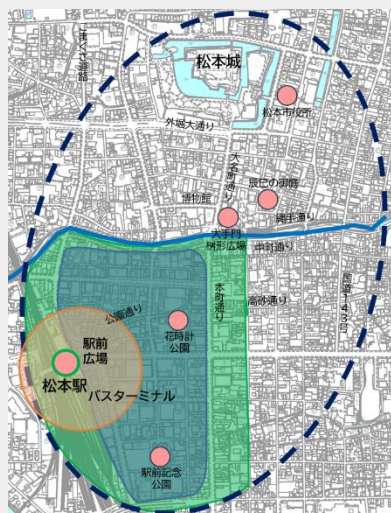
将来の見取り図を提言

現在～R9年度(概ね3年以内)

市の計画に反映・事業着手

～R16年度(概ね10年以内)

提言を具現化し、再活性



えきしろ空間

えきまえエリアビジョン

見取り図を具現化
えきまえの構想図を
市民と共有



■ えきしろ空間活性協議会(R8.2～)

□ 松本デザイン調整会議(仮称:R8予定)

● 松本市景観審議会

パブリックライフを
充実させる
開発と景観の調和



デザインコード
松本市景観計画

■ 駅まち空間デザイン検討会議(R8.2～)

■ 駅まち空間デザイン検討PJチーム(下部組織)

駅とまちを歩いて繋ぐ
交通の再構築



松本駅周辺交通ターミナル
機能強化構想

■ 新たに設置する会議

● 既存の会議

□ 今後設置を予定する会議

令和6年 国民健康・栄養調査結果の概要

目次	(頁)
I 調査の概要	1
II 結果の概要	7
第1章 体格及び生活習慣に関する都道府県の状況	7
第2章 糖尿病に関する状況	13
1. 「糖尿病が強く疑われる者」、「糖尿病の可能性を否定できない者」の推計人数	13
2. 「糖尿病が強く疑われる者」、「糖尿病の可能性を否定できない者」の状況	14
3. 糖尿病の治療に関する状況	14
第3章 身体に関する状況	15
1. BMIの状況	15
2. 血圧に関する状況	16
3. 血中コレステロールに関する状況	16
第4章 栄養・食生活に関する状況	17
1. 栄養バランスのとれた食事に関する状況	17
2. 食塩摂取量の状況	17
3. 野菜摂取量の状況	18
4. 果物摂取量の状況	18
第5章 身体活動・運動及び睡眠に関する状況	19
1. 運動習慣者の状況	19
2. 歩数の状況	19
3. 睡眠の状況	20
第6章 飲酒・喫煙に関する状況	21
1. 飲酒の状況	21
2. 喫煙の状況	22
3. 禁煙意思の有無の状況	23
4. 受動喫煙の状況	24
第7章 歯・口腔の健康に関する状況	26
1. 歯・口腔の健康に関する状況	26
第8章 社会活動に関する状況	27
1. 社会活動の状況	27
《参考》 栄養素・食品群別摂取量に関する状況	28
1. 栄養素等摂取量	28
2. 食品群別摂取量	31

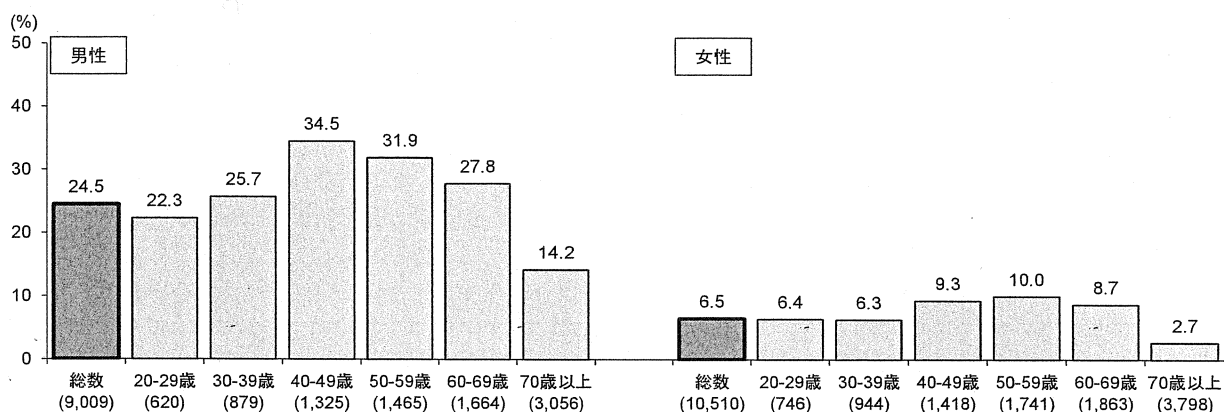
2. 喫煙の状況

現在習慣的に喫煙している者の割合は 14.8%であり、男女別にみると、男性 24.5%、女性 6.5%である。年齢階級別にみると、男性では 40～50 歳代でその割合が高く、3割を超えている。

現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の種類は、「紙巻たばこ」の割合が男性 65.4%、女性 60.0%であり、「加熱式たばこ」の割合が男性 41.4%、女性 44.2%である。

たばこ製品の組合せについて、「紙巻たばこのみ」「加熱式たばこのみ」「紙巻たばこ及び加熱式たばこ」の割合は、男性では、それぞれ 56.9%、33.0%、8.4%であり、女性では、それぞれ 55.2%、39.3%、4.8%である。

図 16 現在習慣的に喫煙している者の割合(20 歳以上、性・年齢階級別、全国補正值)

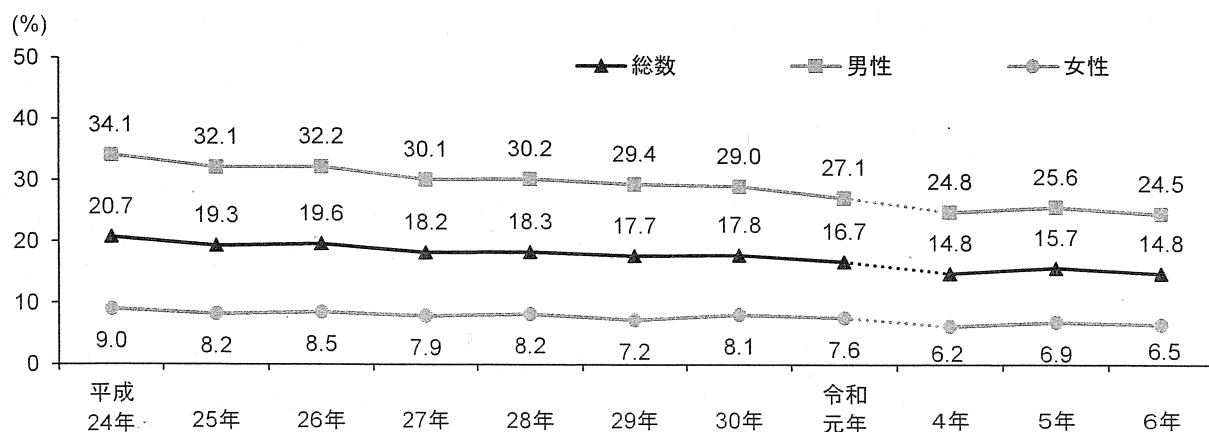


※「現在習慣的に喫煙している者」とは、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者。

(参考) 「健康日本 21(第三次)」の目標 喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)
目標値: 20 歳以上の者の喫煙率 12%

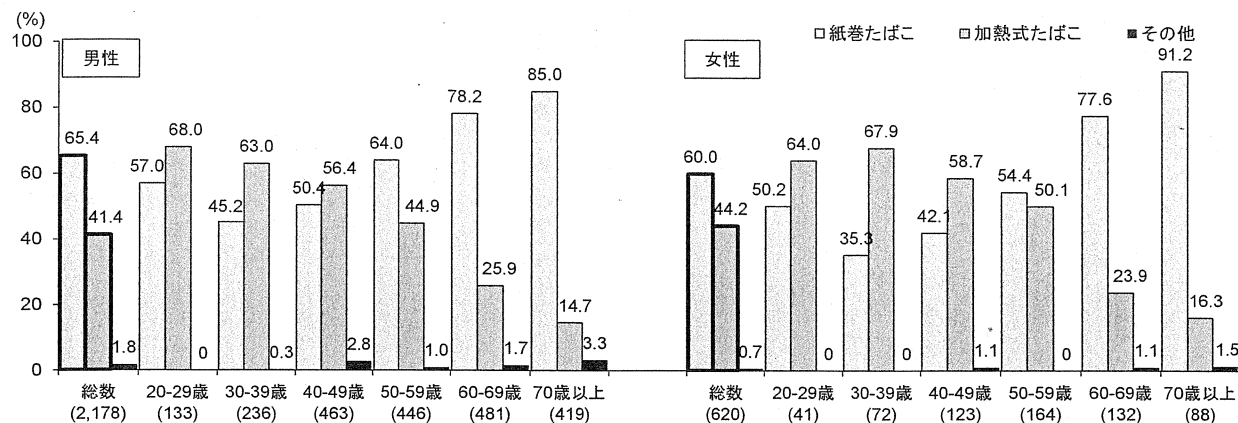
〈参考図〉 現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20 歳以上)

(平成 24 年～令和元年、4 年～6 年)



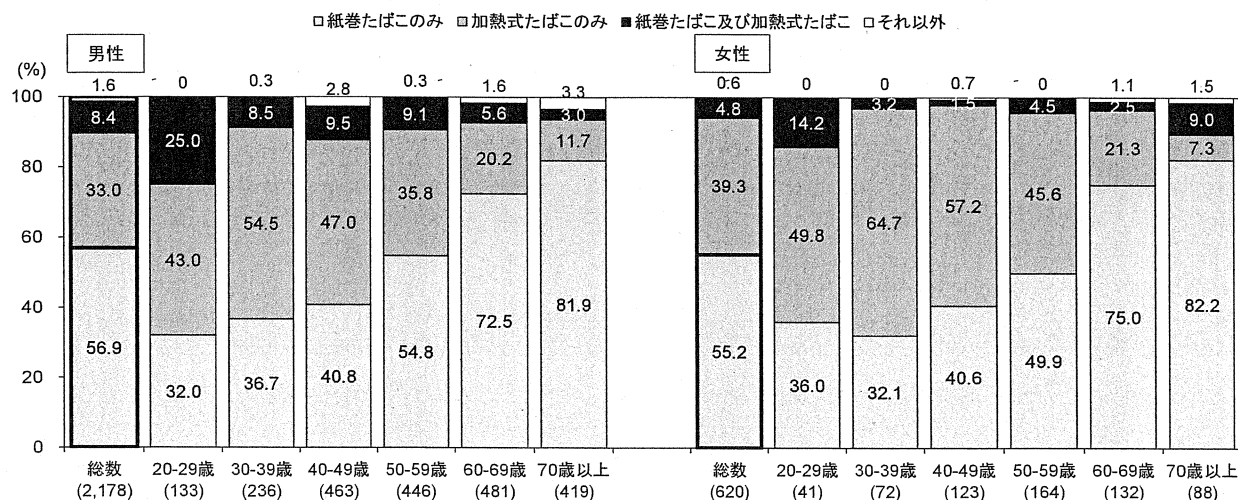
(令和 2 年及び 3 年は調査中止)

図 17 現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の種類(20 歳以上、性・年齢階級別、全国補正值)



※たばこ製品は、「紙巻たばこ」、「加熱式たばこ」、「その他」の中から、複数回答可とした。

図 18 現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の組合せの状況(20 歳以上、性・年齢階級別、全国補正值)

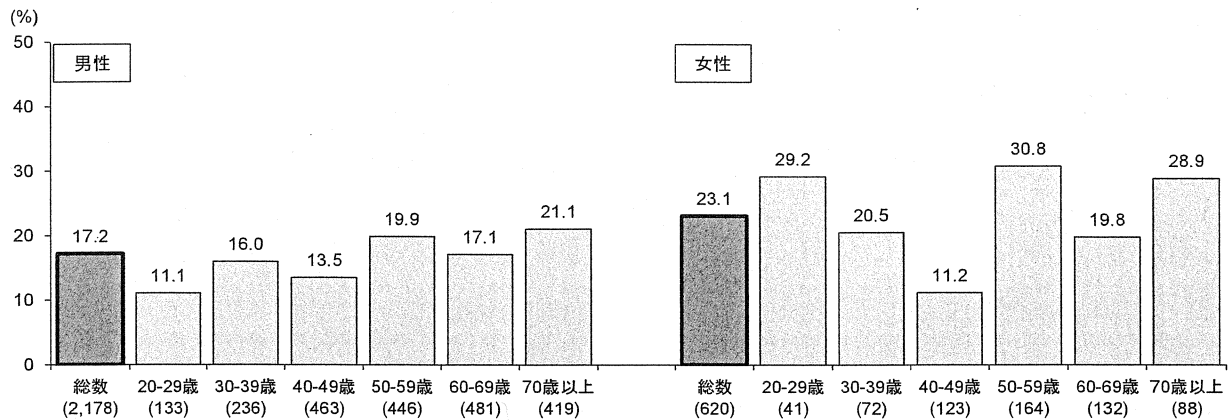


※「紙巻たばこ及び加熱式たばこ」とは、複数回答において「紙巻たばこ」及び「加熱式たばこ」の両方を選択した者。

3. 禁煙意思の有無の状況

現在習慣的に喫煙している者のうち、たばこをやめたいと思う者の割合は 18.6%であり、男女別にみると、男性 17.2%、女性 23.1%である。

図 19 現在習慣的に喫煙している者におけるたばこをやめたいと思う者の割合(20 歳以上、性・年齢階級別、全国補正值)



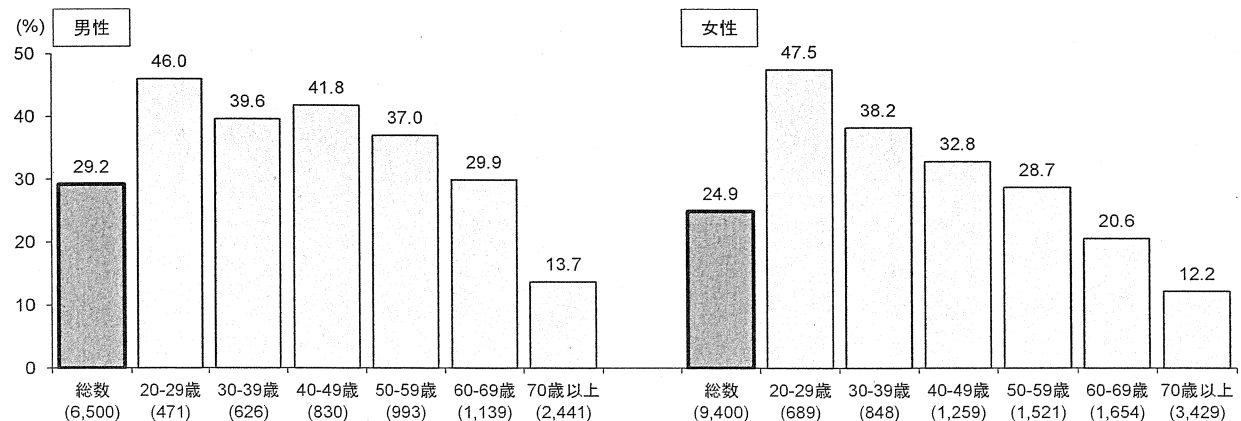
4. 受動喫煙の状況

望まない受動喫煙(家庭・職場・飲食店)の機会を有する者の割合は 26.7%であり、男女別にみると、男性 29.2%、女性 24.9%である。

自分以外の人吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者(現在喫煙者を除く。)の割合について場所別にみると、「路上」が 28.6%と最も高く、次いで「職場」が 16.9%、「飲食店」が 16.7%となっている。

図 20 望まない受動喫煙(家庭・職場・飲食店)の機会を有する者の割合
(20 歳以上、性・年齢階級別、全国補正值、現在喫煙者を除く)

問 あなたはこの1ヶ月間に、望まずに自分以外の人吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。



※「現在喫煙者」とは現在習慣的に喫煙している者。

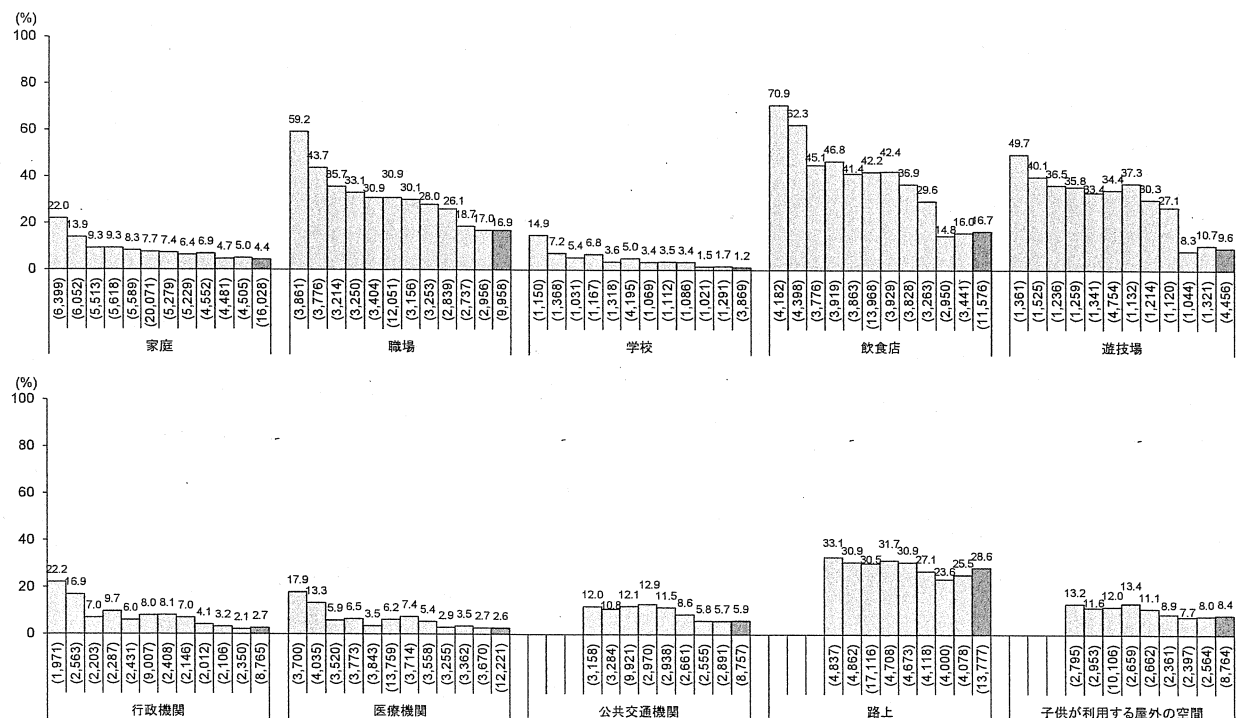
※「望まない受動喫煙(家庭・職場・飲食店)の機会を有する者」とは、「家庭」「職場」「飲食店」のいずれか1つ以上において月1回以上受動喫煙の機会を有する者。

(参考)「健康日本 21(第三次)」の目標 望まない受動喫煙の機会を有する者の減少
目標値:望まない受動喫煙(家庭・職場・飲食店)の機会を有する者の割合
望まない受動喫煙のない社会の実現

図 21 自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者の割合
(20 歳以上、男女計、現在喫煙者を除く)(平成 15(2003)年、20(2008)年、23(2011)年、
25(2013)年、27(2015)年、28(2016)年、29(2017)年、30(2018)年、令和元(2019)年、
4(2022)年、5(2023)年、6(2024)年)

問 あなたはこの1ヶ月間に、望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。

左から順に、平成 15(2003)年、20(2008)年、23(2011)年、25(2013)年、27(2015)年、28(2016)年、29(2017)年、30(2018)年、令和元(2019)年、4(2022)年、5(2023)年、6(2024)年。ただし、公共交通機関、路上及び子供が利用する屋外の空間は、左から順に平成 25(2013)年、27(2015)年、28(2016)年、29(2017)年、30(2018)年、令和元(2019)年、4(2022)年、5(2023)年、6(2024)年。平成 28(2016)年、令和6(2024)年については、全国補正值。



※「現在喫煙者」とは現在習慣的に喫煙している者。

※「受動喫煙の機会を有する者」とは、家庭：毎日受動喫煙の機会を有する者、その他：月1回以上受動喫煙の機会を有する者（行かなかった者を除く。）。

※学校、飲食店、遊技場などに勤務していて、その職場で受動喫煙があった場合は、「職場」欄に回答。

※屋内・屋外等、受動喫煙が生じた場所や場面は不明。